

佐賀県告示第 213 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、令和 4 年 9 月 9 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和 4 年 9 月 8 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 1 - (シクロブチルメチル) - N - (2 - フェニルプロパン - 2 - イル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド（通称名：CUMYL-CBMINACA）及びその塩類
- (2) 化学名 [(2 S, 4 S) - 2, 4 - ジメチルアゼチジン - 1 - イル]
[(8 R) - 6 - メチル - 9, 10 - ジデヒドロエルゴリン - 8 - イル]
メタノン（通称名：LSZ、LA-SS-Az）及びその塩類
- (3) 化学名 1 - (4 - フルオロ - 3 - メチルフェニル) - 2 - (ピロリジン - 1 - イル) ペンタン - 1 - オン（通称名：4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MFPVP）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。